序章　はじめに

1　計画の背景及び目的

（１）立地適正化計画とは

我が国では、急激な少子高齢化を背景として、今後加速度的な人口減少が予測されており、あらゆる世代が安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっています。

こうした中で、教育・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、子どもや高齢者をはじめとする住民が、徒歩や自転車、公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、“コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の考え方に基づくまちづくりを進めていくことが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組めるよう、都市再生特別措置法（以下「法」という。）が一部改正され（平成 26 年８月施行)、市町村は立地適正化計画が策定できるようになりました。(法第 81 条第 1 項）

（２）忠岡町における立地適正化計画

本町では、平成 22 年をピークに人口減少に転じており、少子高齢化が進んでいます。また、今後は更なる人口減少、高齢化の進行が懸念されています。さらに、古くからの基幹産業であった毛布・ニット産業の衰退に伴い工業跡地や田畑が住宅地となり成熟した文教住宅都市が形成されてきました。このような都市構造から本町における人口減少の進行は、空き家、空き地等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」の要因となることが危惧されています。

一方、住民の生活を支える公共施設は、シビックセンターの建築年である平成９年を除くと、昭和 46 年ごろから昭和 60 年ごろに整備されたものが多く、今後集中的に更新時期を迎え、都市づくりの方向性や人口の見通しとあわせて、施設のあり方の見直しを図るタイミングを迎えています。

このような状況を踏まえ、改めて、都市全体の構造を見直し、人口減少・少子高齢化への対応、地域の活力の維持、教育・福祉・商業・公共施設等の充実及び町域の特徴に応じた移動環境の整備などと連携した都市づくりを進めることが必要となっています。

そこで、本町においても持続可能な都市経営を実現するために、概ね 20 年後を見据えた都市づくりの方針として「忠岡町立地適正化計画」を策定します。

2　計画の位置付け

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業・公共施設、移動環境等の様々な都市機能の誘導により、持続可能な都市づくりを目指すための計画であり、本計画が法定の手続きにより公表された時は、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます（法第 82 条）。

また、本計画は市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。

上記を踏まえた、本町における立地適正化計画の位置付けは以下のとおりです。

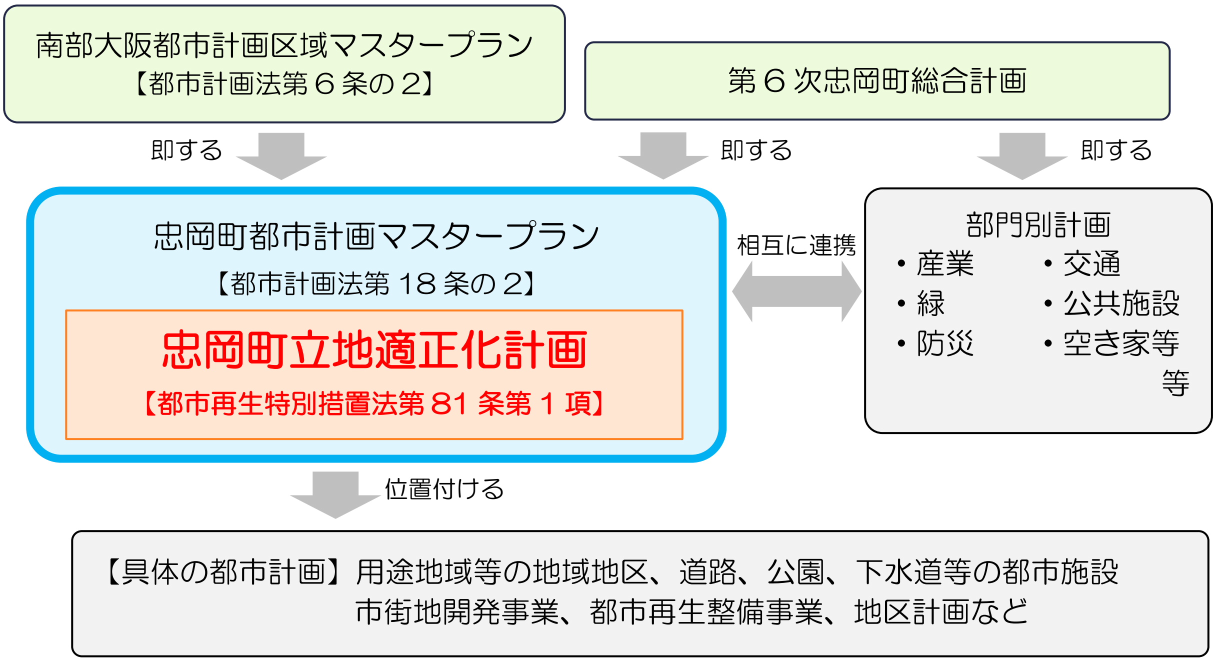

3　計画の対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域内の区域について市町村が方針を定める計画です（法第 81 条第１項）。本町では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域である町域の全域を立地適正化計画の対象区域とします。

4　計画の目標年次

本計画では、将来像として概ね 20 年後の都市の姿を展望し、令和３年を基準年、令和２２年を目標年次に設定の上、各種検討を行います。

また、計画の見直しにあたっては、「第８章　目標指標と進行管理」に定めるとおり適切な評価・分析を実施し、動的な計画として運用します。